

## 12 バス通勤者のバスストによる特別休暇の承認範囲について

昭和 57 年 4 月 19 日 事務連絡  
各所属長あて 総務課長

今回の「バスの部分的全日スト」に係るバス通勤者への特別休暇の承認の範囲は、下記のとおりですので取扱いに留意願います。

### 記

承認する時間の範囲は、住居から最寄りの東陽バスの停留所までの距離に対応する別表の時間に停留所から在勤公署に対応する別表の時間の 1/3 時間を加算した時間とする。ただし、住居から最寄り東陽バスの停留所までの距離が 14km 以上ある場合は 1 日とする。

(算出方法)

例 1 通勤距離が 27km で最寄りの東陽バスの停留所までの距離が 4km ある場合

4km の承認時間=1 時間

バスによる 23km の承認時間= 5 時間 45 分×1/3=1 時間 55 分

1 時間+1 時間 55 分= 2 時間 55 分

上記算出によりこの場合の承認時間は、2 時間 55 分以内となる。

例 2 通常の通勤路線上で東陽バスが運行していて通勤距離が 10km の場合

10km に対応する別表の時間=2 時間 30 分

2 時間 30 分×1/3=50 分

上記算出により、この場合の承認時間は、50 分以内となる。

例 3 東陽バスが運行していない地域で住居から勤務公署までの距離が 8km の場合

8km に対応する別表の時間=2 時間

上記算出方法により、この場合の承認時間は、2 時間以内となる。

例 4 通勤距離が 4km で、通常の通勤路線でないが、近くに東陽バスの停留所があって、遠回りではあるが、乗り継ぎで出勤し、1 時間 30 分要した場合

4km に対応する別表の時間=1 時間

上記の算出により、この場合の承認時間は 1 時間となる。したがって、残り 30 分については年休処理等が必要となる。

別表

距離	時間	距離	時間	距離	時間
1km 未満	15 分	16km 未満	4 時間以内	31km 未満	7 時間 45 分以内
2	30	17	4 : 15	32	8 : 00
3	45	18	4 : 30	33	8 : 15
4	1 : 00	19	4 : 45	34	8 : 30
5	1 : 15	20	5 : 00	35	8 : 45
6	1 : 30	21	5 : 15	36	9 : 00
7	1 : 45	22	5 : 30	37	9 : 15
8	2 : 00	23	5 : 45	38	9 : 30
9	2 : 15	24	6 : 00	39	9 : 45
10	2 : 30	25	6 : 15	40	10 : 00
11	2 : 45	26	6 : 30		
12	3 : 00	27	6 : 45		
13	3 : 15	28	7 : 00		
14	3 : 30	29	7 : 15		
15	3 : 45	30	7 : 30		